

## ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）の成分規格設定等検討項目

番号	物質名（分類） 〈評価値の位置付け〉	食品安全委員会の 評価結果	水道法水質基準等の 評価結果	CODEX ナチュラルミネラル ウォーター規格	基準値案 （現行基準）	水道法に基づく 検査方法
基 19	セレン （金属類）  〈健康〉	〈非発がん性〉 ヒトの疫学調査において、爪の異常を含む臨床症状及び生化学指標に有意な影響が認められなかった摂取量をもと評価。 TDI：4.0 µg/kg 体重/日 （不確実係数：適用しない）	平成 25 年 3 月生活環境水道部会で、TDI の寄与率 10%として評価。 評価値：0.01 mg/L（＝水質基準値） ※平成 15 年改正時の基準値から変更なし	0.01 mg/L	0.01mg/L （0.01mg/L）	〈告示〉 フレイムレス-原子吸光光度法、ICP-MS 法、水素化物発生-原子吸光光度法、水素化物発生-ICP 法
基 20	ヒ素 （金属類）  〈健康〉	TDI は算出されていない。 ※調査対象地域の総無機ヒ素摂取量を正確に推定することが困難であったこと、調査地域と日本では生活環境が大きく異なること、有害性を評価するために必要な発がん性に関するメカニズムなどの知見が不足していることから、発がん曝露量における閾値の有無について判断できる状況にない。	TDI が算出されなかったことから、水質基準値の見直しは行われていない。 ※平成 15 年改正時、ヒ素発がん性に関するリスクアセスメント関連のかなりの不確実さと飲料水からのヒ素除去の実際的な困難さからみて、従来からの基準値（0.01 mg/L）を維持。	0.01 mg/L	0.01mg/L （0.05mg/L） ※TDI が算出されなかったことから、水質基準値を基準値として採用	〈告示〉 フレイムレス-原子吸光光度法、ICP-MS 法、水素化物発生-原子吸光光度法、水素化物発生-ICP 法

1) 水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成 15 年 7 月 22 日 厚生労働省告示 261 号）